

文化財学習会

ふるさと探訪

テーマ **レインボーロードの成り立ち**

講師 高上 拓（高松市文化財課）

日時 令和元年5月19日（日）



共 催

高松市歴史民俗協会

高松市文化財保護協会

高松市教育委員会

レインボーロード周辺の市街地図（現代）

目次

| | | |
|---|---|----|
| 1 | レインボーロードとは | 1 |
| 2 | レインボーロード周辺の地形 | 2 |
| 3 | レインボーロード周辺の土地利用の痕跡 （天満宮西遺跡、松縄下所遺跡、大池周辺の溜池、 弘福寺領讚岐国山田郡田岡、キモンドー遺跡、佐藤城跡） | 5 |
| 4 | レインボーロードはなぜできたのか ↳ 基幹道路成立の歴史的前提 | 19 |

1 レインボーロードとは

太田第二区画整理事業

レインボーロードは、一九八六年に太田第二土地区画整理事業のメインストリートとして計画された幹線道路で、一九九八年に完成しました。周辺には商業施設が集中し、高松南部郊外の中心的な街路です。正式名称は上福岡多肥下町線の一部です。

この幹線道路の整備のきっかけとなった太田第二区画整理事業は、全国でも最大規模の区画整理事業でした。郊外の田園地帯であった太田周辺での無秩序な開発を抑止し、計画的な都市基盤の整備を図るために実施された事業でした。

なぜ直線的な幹線道路の整備ができたのか？

レインボーロードや、西側に平行するサン・フラワー通り周辺は、碁盤の目状の都市計画がなされています。現代になされた大規模区画整理事業ですから、整然とした都市計画がなされたことはある意味で当然のことですが、実際に整備事業を行うにあたっては、それ以前の土地利用の形態や、地形が大きく影響することは間違いありません（陸軍飛行場用地として接収された林町のサンメッセ周辺のように当然例外もありますが。）

今回のふるさと探訪では、レインボーロードが設定される以前の太田周辺の土地利用のあ

り方や地形の変遷を、古い時代から遡って見学します。現代の街並みが、どのような歴史的経緯の上に成り立っているのか、より具体的には、なぜレインボーロードを始めとした直線的で整然とした景観が形成されたのかについて、現地に立って考えてみたいと思います。

2 レインボーロード周辺の地形

地形

レインボーロードは高松平野の中央やや北よりに位置します(図一)。旧郷東川、御坊川などの河川が供給する土砂によって形成された扇状地性の平野部にあたり、巨視的には比較的平坦な地形が続きます。一方、より微細に地形をみると、平野には小さな開析谷(水の流れによって削られた谷)が無数に走り、この小さな谷を堰き止めて形成した溜池が多数認められます。このように、主に北東方向に多数分岐する小河川あるいはその痕跡である旧河道によって、微高地と低地が交錯する、起伏に富んだ地形を形成していたことが分かります。

海との関係

近世初頭の干拓以前には、高松平野の東側に、大きく南に湾入した巨大な入江がありまして(古・高松湾)(図二)。この湾岸地域は新川、春日川、香東川などの河川交通を通じて、

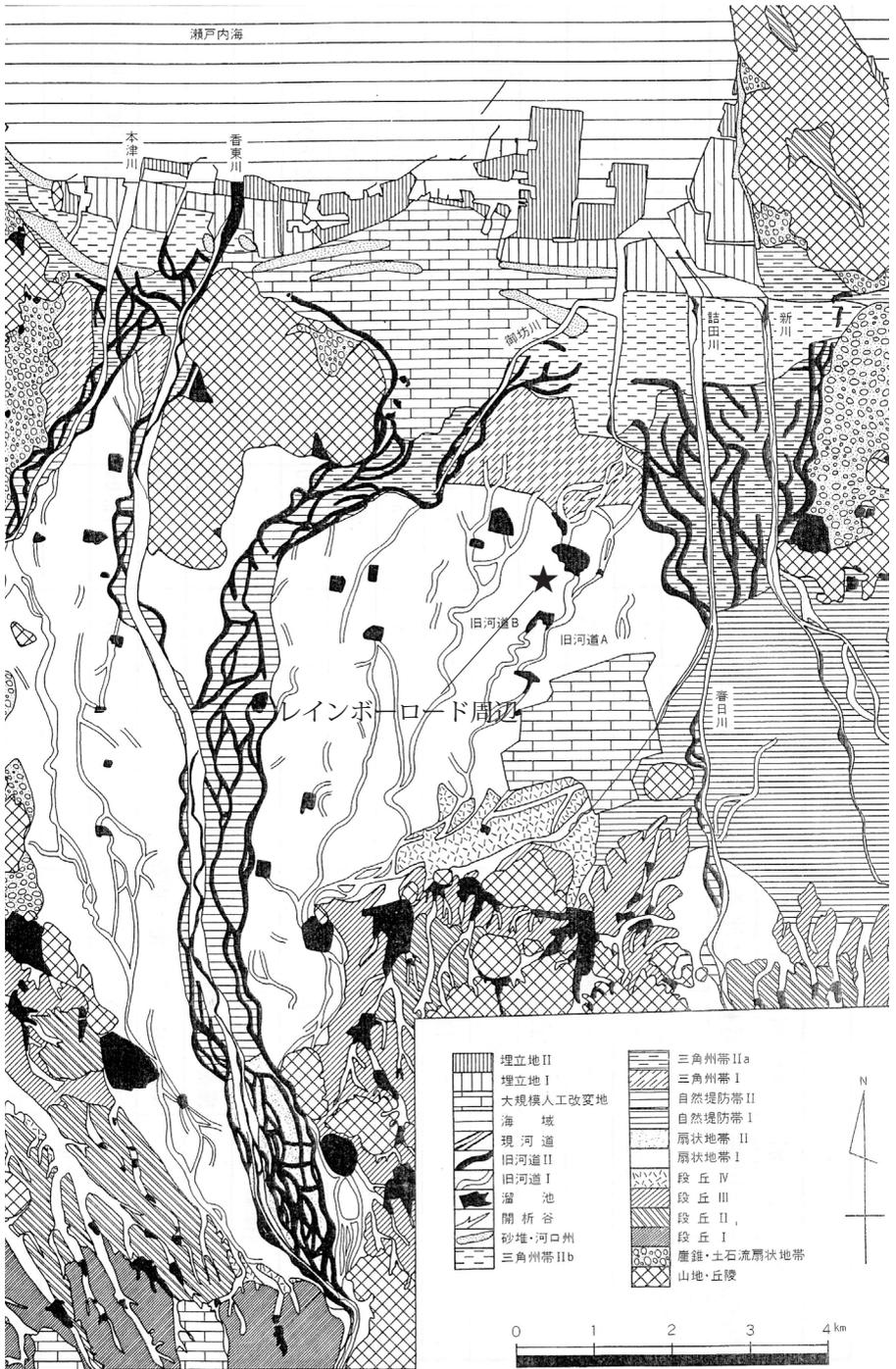


図1 高松平野の微地形（高橋 1992）に加筆

平野と瀬戸内海の物流を中継する交通の結節点に当たり、海上交通が活発な地域であったことが知られています。

レインボーロード周辺は、現在は埋没していますが比較的大規模な旧河道が存在したことが知られます。また、現在の私たちの感覚ではかなり海から離れた内陸部のイメージがありますが、古・高松湾が存在していた時代には、直線距離で一km程度と比較的海から近く、そのため人や物資の移動が活発であった地域であると考えられます。



レインボーロード周辺

図2 古・高松湾(松本 2009)に加筆

3 レインボーロード周辺の土地利用の履歴

◎天満・宮西遺跡

レインボーロードの工事に伴って発掘された遺跡です。

ポイント① 環濠集落

弥生時代前期には環濠集落が営まれます(図三)。集落を一重に円形に囲む溝が掘られています。この段階では、自然地形を利用し、微高地の広さに応じて集落の範囲が決定されていたことが分かります。

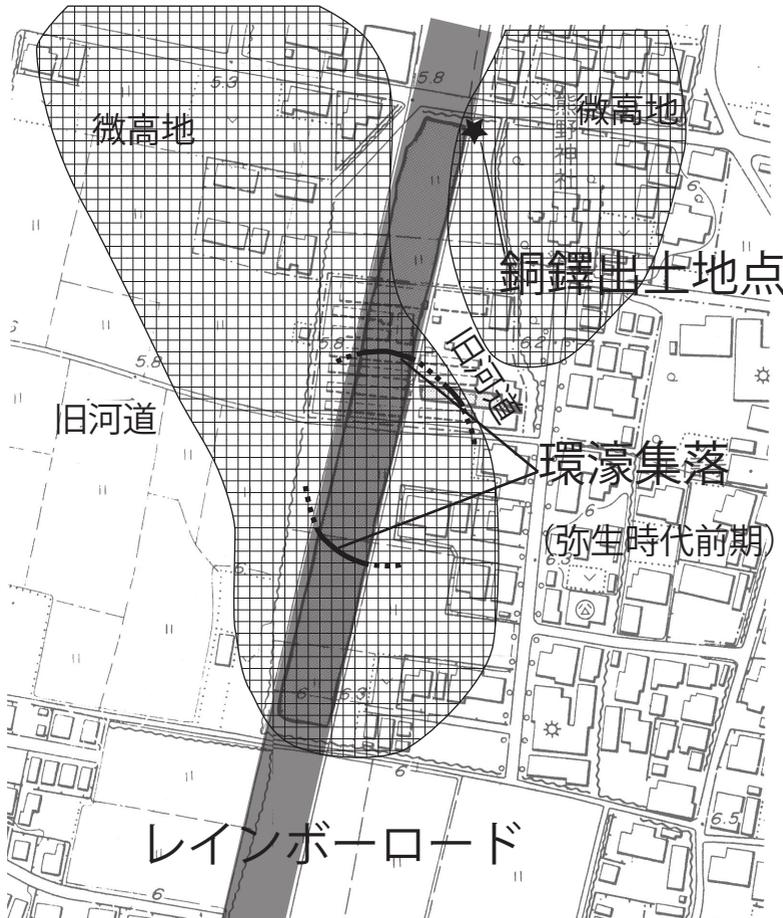


図3 天満・宮西遺跡とレインボーロード

ポイント② 大規模集落

弥生時代後期後半～古墳時代前期初頭には、多くの人々が微高地上に密集して暮らしていたことが分かっています。特筆すべきは、その密度とともに、他地域から搬入された土器が非常に多いことです。遠く周防～北部九州の土器や、吉備からの搬入土器が認められます。遠隔地との交流の拠点として、人々が密集した集落の姿が推測されます。河川や古・高松湾を巡る交通拠点の一つとしての役割があったのではないのでしょうか。この段階でも、集落は微高地の範囲に営まれており、都市計画は自然地形に大きく規定されていたと考えられます。

◎天満・宮西遺跡の銅鐸（市指定有形文化財）

二〇一六年三月、天満宮西遺跡の隣接地で開発工事が計画され、事前の試掘調査を行った際に発見された資料で、二〇一九年に高松市の有形文化財に指定されました。

銅鐸は、突線紐式と呼ばれる、最も新しいタイプの銅鐸の一部です。意図的に割られた破片と考えられ、本来の全長は高さ一・二m

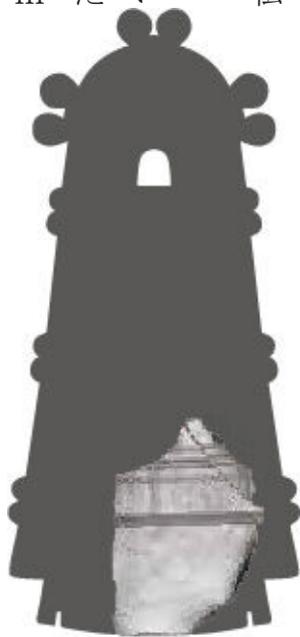


図4 銅鐸全体イメージ

ほどの大型のものです
(図四)。表面には鳥か
鹿と考えられる動物を
線刻で鑄出しており、
最も新しい絵画銅鐸で
もありません。意図的な
破砕は、銅鐸を用いた
祭祀の終焉を意図的に
演出したためなのか、
溶かして他の銅製品に
加工するための原材料
として保有されたためであるのか、
銅鐸の終焉の歴史的意義につい
て考える上で非常に重要な資料です。



図5 天満・宮西遺跡出土銅鐸（左は線刻の動物トレース）

◎松縄下所遺跡

レインボーロードの工事に伴って発掘調査された遺跡で、弥生時代～江戸時代の遺構が確認されました。

ポイント① 古代の幹線道路

特筆すべき発見は、南北に延びる直線の道が見つかったことです（図六）。両側を溝で区画された、幅1m強の細い道ですが、総延長で200m以上確認されています。七世紀末～八世紀初頭に設定されたと考えられています。

一直線に整然と延びる道の存在は、天満宮西遺跡でみた、自然地形に大きく規制された弥生時代の景観とは大きく趣を異にするものです。現代にも通じる、明確な都市計画の設計基準の



図6 松縄下所遺跡とレインボーロード

存在が推測されます。近年の調査で、東西南北に延びる道路が、高松平野に複数本存在したことが明らかになってきました(図七)。

弥生時代から古代の間に、都市計画に大きな変化が起きたことが分かります。この古代の都市計画は、一般に条里制と呼ばれます。条里制について、簡単に整理しておきましょう。

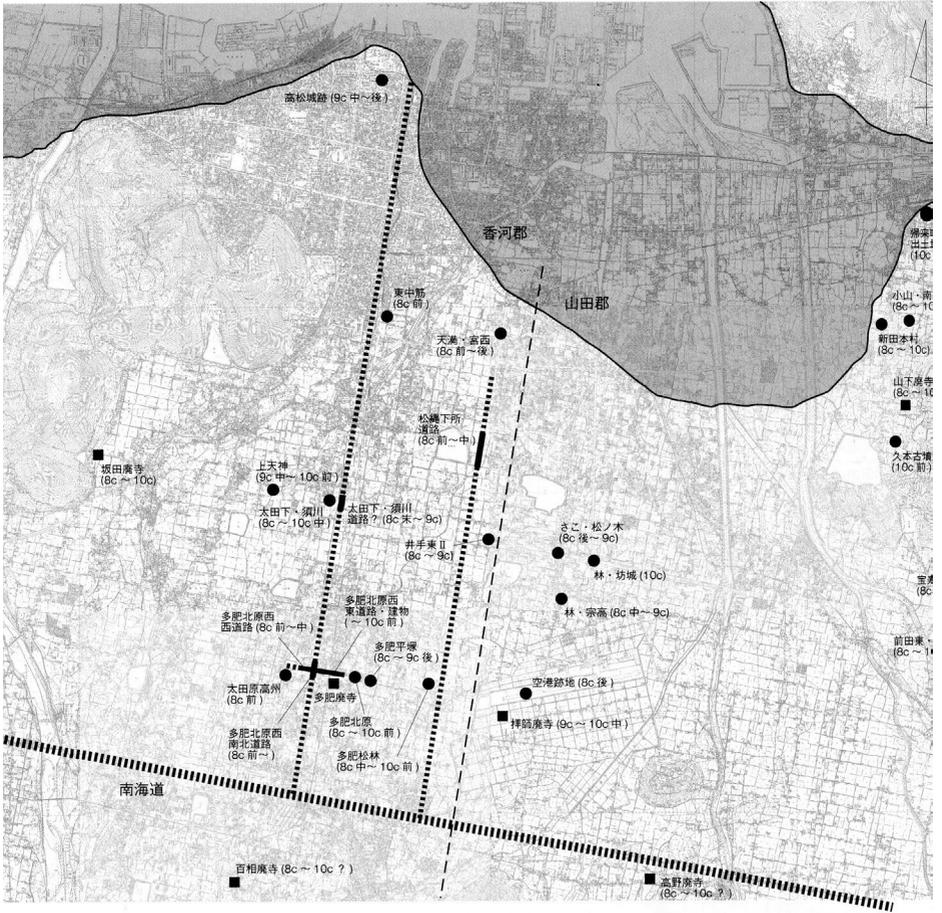


図7 高松平野における8～10世紀の道路 (乗松 2015)

【コラム】 条里制とは

律令制に基づく、班田收授のための制度で、少し砕いた表現をすると、田畑を人々に貸与し、そこから税を徴収するための、土地の区画と整理の方式のことです。土地を基盤の目に区画することで、管理を容易にする狙いがありました。

条里には、以下の規則性があります。



図8 条里の概要

・一辺が一町（一〇六〜一一〇m）

の碁盤目状に土地を区画する

・一つの区画を「坪」と呼ぶ

・縦、横が各六区画（計三十六坪）

の大区画を「里」と呼ぶ

・縦を「条」、横を「里」で呼称し、

〇条〇里〇坪と場所を記載した

（三条町、六条町等現在も地名に残る）

高松平野の条里プラン

高松は全国でも有数の条里プランが

良好に残る地域です。主な特徴として、

・古代の幹線道路「南海道」を基準に、

碁盤目状に割り付ける

・郡境など、大きな行政単位も自然地

形に沿わず直線的に区画される

点が挙げられます。



図9 高松市南部の条里地割分布（金田 1992）に加筆

◎『弘福寺領 讃岐国 山田郡 田図』比定地区（北区）

弘福寺は、天智天皇六（六六七）年、飛鳥京の川原に建てられた官大寺です。八世紀には大寺として繁栄しましたが、この時に讃岐国山田郡に所有していた寺領を示した絵図が『弘福寺領讃岐国山田郡田図』（以下『田図』と表記）です（図一一）。天平七（七三五）年の地割状況を示す資料であり、日本最古の田図・荘園図として重要文化財に指定されています。

『田図』は北区、南区の二区画を図示しており、レインボーロード周辺はこのうち北区に該当します。

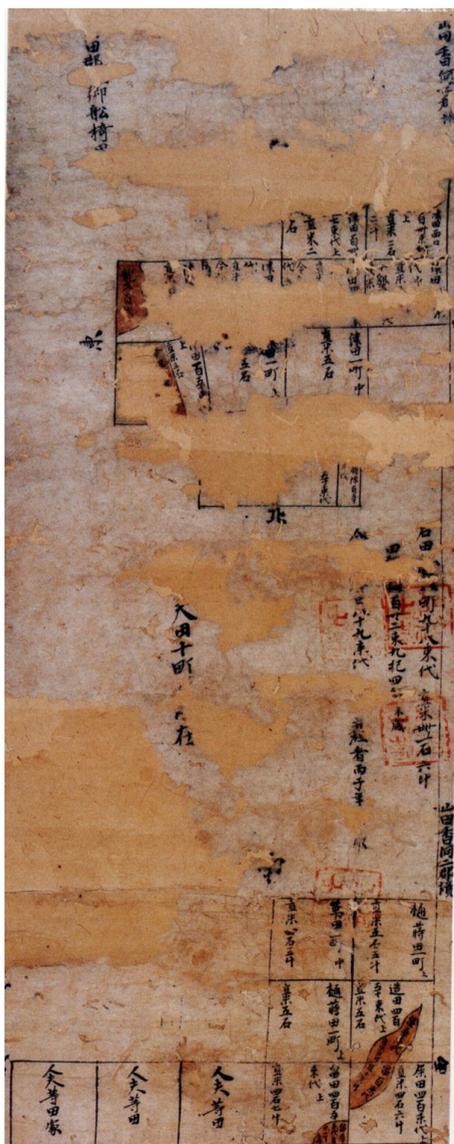
ポイント① 無理やりな直線による土地の区画と条里の実態

地図の上に区画線を引くのは簡単ですが、現地の地形は複雑に入り組むため、区画線と現地の地形的な境界が合致しないことは容易に想像できます。

『田図』を見ると（図一〇）、方形に囲まれた区画線の中に、複雑に湾曲する地形の表現が見られます。この地形には「佐布田」の文字が見られ、周辺が畠として利用されていることが分かります。高乾で水田に利用できない自然堤防が畠として利用されたと考えられ



北区



南区

图 11 弘福寺領讚岐国山田郡田図 (多和文庫所蔵)

は『田図』北地区で一度耕地化した範囲を含みます(図一〇)。一度達成した地割と耕地化を破棄してまで、溜池の築造が重要であったことがうかがえます。これらの溜池の多くは、近世に整備されたと考えられています。干害多発地帯である高松で、確実な耕作用水の確保がどれほど重要であったかが分かります。

◎大池と周辺のため池から見る旧地形

下池く長池く大池は、旧河道が開析した谷をせき止めて造られた溜池です。土砂の流入で次第に埋没が進むと、周囲に堤防を巡らせることで水量の確保がなされてきました。このため、現在では周辺よりも一段高い堤防が溜池を囲う景観が形成

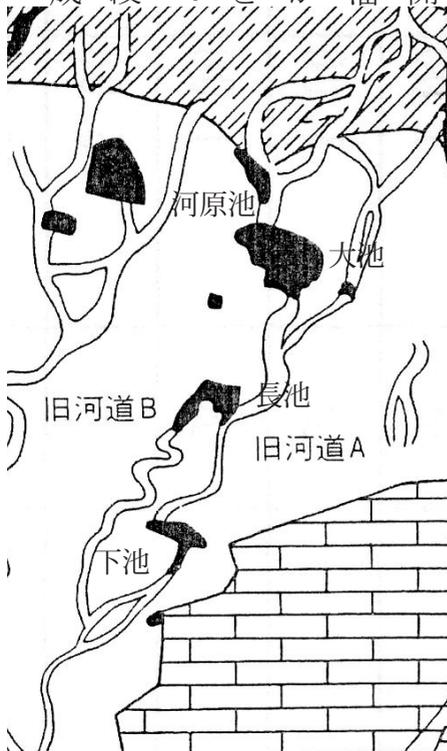


図12 溜池と旧河道(高橋1992)に加筆

されています。水を確保するために、旧河道という旧地形を利用し、発展的に継承し続けたことで、平野の中に溜池が多数点在する現在の景観が形成されたのです。

ポイント① 現代における地形改変と河原池と木太中学校

昭和六十（一九八五）年、人口増加と農業用水の需要低下に伴い、河原池が埋め立てられ、木太中学校が建設されました（図一三）。周辺に比べてやや低くなっているため、周囲を歩けば元が溜池であったことがうかがい知れます。校舎には池の存在を伝承するための記念碑が建てられています。

かつて条里の地割と完成した耕地を廃棄してまで整備された溜池でしたが、重要性が低下することによって埋め立てられました。土地の利用はその時々の子会の要請によって絶えず変化し続けていることを、この場所から読み解くことができます。



図 13 河原池之碑

◎キモンドー遺跡・佐藤城跡

キモンドー遺跡は、サンフラワー通りの工事に伴って発掘調査された遺跡で、弥生時代から江戸時代までの遺構が確認されました。

ポイント①城の堀

石垣を伴う大規模な堀跡が出土しました(図一五)。この堀は、佐藤城跡の南東隅を区画する堀の一部と考えられています。

佐藤城は、香西氏の属将であった佐藤氏の居城とされる城跡です。キモンドー遺跡の堀がいつ掘られたのかは分かりませんが、江戸時代に入ると埋め戻され、平地になっていったようです。

この成果によって、中世の城跡である佐藤城跡が、条里地割に沿って築造され



図14 佐藤城跡平面図



図15 発掘された堀

たことが分かります。サンフラワー通りは、この地割を引き継ぐ形で施工されています（図一六）。

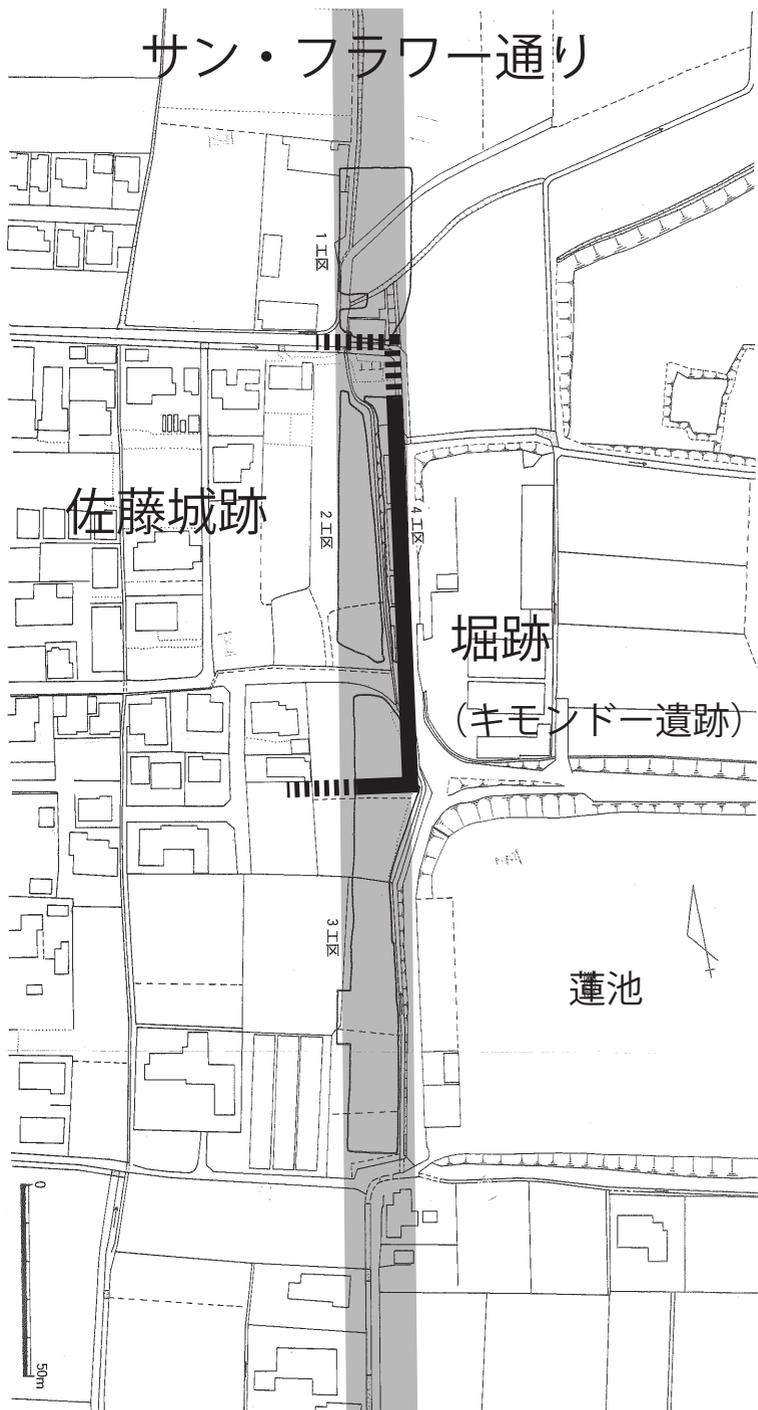


図 16 キモンドー遺跡、佐藤城跡とサンフラワー通り

4 レインボーロードはなぜできたのか、基幹道路成立の歴史的前提

直線的な条里の区画は、複雑で変化しやすい旧地形を徐々に克服することで進められてきました。この過程で自然環境や生活様式、地域共同体の繋がりが等に、多くの変化が起きたと考えられる一方で、土地の管理、税の徴収、交通の利便性の向上といった、都市経営上の多くの利益を生み出してきました。月並な表現ですが、現在の街並みは、過去の人々が意識的に行った「場所」に対する働きかけの結果の蓄積の上に成り立っています。レインボーロードもまた、過去の人々の営みを受け継ぎ、なおかつ施工時の社会の要請を受けてそれを大胆に改変することで、現在の生活の基盤となる幹線道路となったのです。

参考文献

- 金田章裕一九九二「高松平野の条里と弘福寺領讃岐国山田郡田図」『讃岐弘福寺領の調査』高松市教育委員会
高橋学一九九二「高松平野の地形環境」『讃岐弘福寺領の調査』高松市教育委員会
松本和彦二〇〇九「野原の景観と地域構造」『中世讃岐と瀬戸内世界 港町の原像 上』岩田書院
乗松真也二〇一五「高松平野における八〜一〇世紀の道路と敷設目的」『多肥北原西遺跡』香川県教育委員会
木太町郷土誌を作る会一九九五『木太町郷土誌』
香川県教育委員会二〇〇三『香川県中世城館跡細分布調査報告』
香川県立歴史博物館二〇〇七『海に開かれた都市〜高松〜港湾都市九〇〇年の歩み〜』特別展図録
高松市木太町新池土地改良区二〇一六『高松市木太町新池土地改良区設立六十周年記念誌』
高松市教育委員会一九九九『キモンドー遺跡』高松市教育委員会二〇〇一『松縄下所遺跡』高松市教育委員会二〇〇二『天満宮西遺跡』

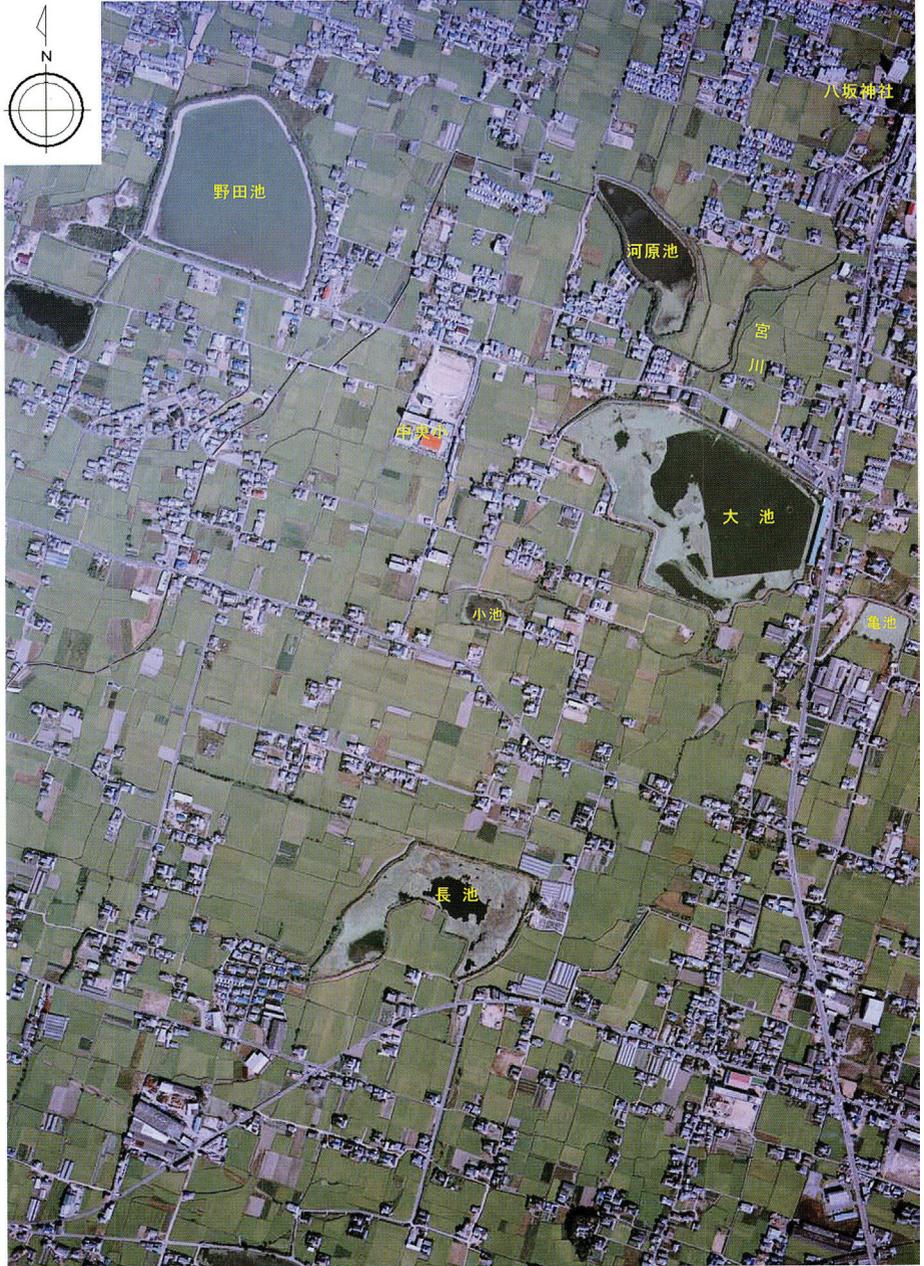


図 17 レインボーロードができる以前（1980 年）の太田周辺
（木太町郷土誌を作る会 1995）

5月19日（日）復路

◆ことでん琴平線 三条駅

◎（瓦町方面）

三条駅（12：03 発、18 発、33 発、48 発）

◎（琴電琴平・一宮方面）

三条駅（12：10 発、25 発、40 発、55 発）

◆ 野田池バス停

◎（ショッピングレインボー東回り）

野田池（12：08 発、33 発、58 発）

◎（ショッピングレインボー西回り）

野田池（12：06 発、31 発、56 発）

次回のふるさと探訪は…

テーマ「西植田勝名寺、藤尾神社と神内氏の史跡を訪ねる」

と き 平成31年6月9日（日）9：30～正午頃

集合場所 未定

講師 村井 等さん（植田校区連合自治会長）

☆公共交通機関を御利用ください。

☆広報「たかまつ」6月1日号に開催案内を掲載します。

☆小雨決行。当日、警報が発令された場合は、中止とします。

なお、中止かどうか御不明な場合、午前7時30分～9時30分に文化財課（Tel 087-839-2660）でお知らせします。

（電話が通じない場合は実施予定ですので、集合場所にお集まりください。）

「ふるさと探訪」に参加される皆様へ

※参加中は、次のことに充分留意し、意義のある探訪としましょう。

- 1 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう。
(必ず歩道を歩き、歩道が無いところでは、道路の端を一列で歩きましょう。)
- 2 無理をせず、体調には十分気を付けましょう。
- 3 引率者の指示に従い、整然と行動しましょう。
- 4 マナーを守り、他人に迷惑がかからないよう気をつけましょう。
- 5 文化財や自然を大切にしましょう。